(8) 民主党	
交付した月日	4月20日
	7月20日
	10月20日
	12月20日
	4,324,496,250円
	4,324,496,250円
	4,228,086,250円
	4,228,086,250円
小　計	17,105,165,000円
交付決定額	(17,105,165,000円)
(9) みんなの党	
交付した月日	4月20日
	7月20日
	10月20日
	12月20日
	90,375,000円
	90,375,000円
	247,515,000円
	247,515,000円
小　計	675,780,000円
交付決定額	(675,780,000円)
合　計	31,941,995,000円

○法務省告示第百四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年三月二十六日から効力を生ずる。

平成二十三年三月九日

法務大臣　江田　五月

京都府向日市長
北海道紋別郡湧別町長
北海道阿寒郡鶴居村長

○法務省告示第百五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、シンガポール共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年三月九日

法務大臣　江田　五月

氏　名　ティ・ビリアン
生年月日　千九百七十一年六月十六日
国　籍　シンガポール共和国

○財務省告示第七十四号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十二年十二月財務省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月九日

財務大臣　野田　佳彦

三十七中「一ボリバルにつき本邦通貨三五円」を「一ボリバルにつき本邦通貨二一円」に改める。

○文部科学省告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する。

平成二十三年三月九日

文部科学大臣　髙木　義明

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
会津のからむし生産用具及び製品　三八四点	生産用具　三五八点 製品　二六点	昭和村	福島県大沼郡昭和村

○文部科学省告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する。

平成二十三年三月九日

文部科学大臣　髙木　義明

名称	所在地	保護団体
本海獅子舞番楽	秋田県由利本荘市鳥海町	本海獅子舞番楽伝承者協議会
		上百宅講中
		下百宅講中
		上直根講中
		中直根講中
		前ノ沢講中
		下直根講中
		猿倉講中
		興屋講中
		二階講中
		天池講中
		八木山講中
		平根講中
		提鍋講中
鴻巣の赤物製作技術	埼玉県鴻巣市	鴻巣の赤物保存会
三戸のオショロ流し	神奈川県三浦市初声町三戸	三戸お精霊流し保存会
小菅の柱松行事	長野県飯山市	小菅柱松保存会
阿万の風流大踊小踊	兵庫県南あわじ市阿万上町	阿万風流踊保存会
八代妙見祭の神幸行事	熊本県八代市	八代妙見祭保存振興会

○文部科学省告示第三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第一項の規定により、平成二十三年三月九日付けをもって次の表に掲げる有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する。

平成二十三年三月九日

文部科学大臣　髙木　義明

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
越後の貸鍬用具　二六六点	貸鍬用具　二六六点	柏崎市	新潟県柏崎市
高岡鋳物の製作用具及び製品　一五六一点	製作用具　一四八二点 製品　七九点	高岡市	富山県高岡市
京都の郷土人形コレクション　三八四五点	郷土人形　三八四五点	財団法人イケマン人形文化保存財団	京都府京都市
丸亀うちわの製作用具及び製品　四八七点	製作用具　三〇二点 製品　一八五点	丸亀市	香川県丸亀市
与論島の生産・生活用具　一〇九四点	生産・生活用具　一〇九四点	菊秀史	鹿児島県大島郡与論町

○文部科学省告示第三十四号

重要無形文化財長唄鳴物の保持者若林英次（四世寶山左衛門平成五年文部省告示第五十六号）は、平成二十二年八月七日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十三年三月九日

文部科学大臣　髙木　義明